

浜松学院大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

浜松学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神「誠の精神 即ち 誠を興し 誠に行動し 誠を普くする」に即した大学の使命・目的及び教育目的を学則に明記し、ホームページや学生便覧等で公表している。地域をフィールドに社会に貢献できる力を養う「DiCoRes プログラム」と「長期学外学修プログラム」により使命・目的及び教育目的を具現化している。社会情勢の変化に対応した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及び令和 6(2024)年度から 5 年間の中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定している。

「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」「浜松学院大学内部質保証の方針」を整備し、自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証のための組織を整備している。学長の意思決定を補佐する大学運営会議を設置し、自己点検・評価委員会と連携して、自己点検・評価報告書や認証評価結果に基づき、教育研究の方策を決定し、中期計画の策定や見直しを図っている。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて、ホームページや入試要項等で周知している。教員がアドバイザーとなり、学修支援や大学生活全般の支援・相談に対応している。キャリア支援委員会を設置し、教職協働で就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。大学独自の奨学金を整備して経済的支援を行っている。「浜松学院大学合理的配慮に関する内規」を定めて障がいのある学生に対応している。ICT（情報通信技術）環境や図書館、少人数教育など学修環境を整備している。各種アンケートや意見交換会により学生の意見・要望をくみ上げて学務委員会等で検討し、教育課程や学修支援等の改善に反映している。大学全体として収容定員充足率に課題があるものの、オープンキャンパス、個別相談会、大学見学会等を頻繁に実施することで学生確保に努めている。

〈優れた点〉

○インターンシップ体制として「長期企業内留学」及び「学校インターンシップ」をキャリア関連科目として教育課程に整備し、「社会人基礎力評価シート」や事後報告会で自己評価させていることは、学生のキャリア意識向上に寄与しており、高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的に則した学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め

て、ホームページや学生便覧等に掲載して学内外に公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を定めて、厳正に適用している。履修モデル、カリキュラムマップ、ナンバリング制度により教育課程を体系的に編成している。大学が独自に開発した「DiCoRes プログラム」と「長期学外学修プログラム」によって、社会貢献を通じた社会人基礎力の養成を図っている。アセスメント・ポリシーを策定して、多様な指標により学修成果の点検・評価を全学的に実施している。学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

〈優れた点〉

○社会人として求められる力を身に付ける「DiCoRes プログラム」とアクティブ・ラーニングの手法を駆使し地域課題に真摯に取り組む機会を提供する「長期学外学修プログラム」は、教育・研究・社会貢献が一体となった取り組みであり、高く評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長を補佐する大学運営会議を置き、学長が使命・目的を達成するための教学マネジメント体制を構築している。学長のガバナンスに関わる分掌ごとに教授会や各種委員会の権限を適切に分散し、責任を明確にしている。設置基準及び教職課程認定基準に必要な教員数を配置している。法人及び大学の運営に必要な組織と職員を配置し、機能的な業務執行体制を構築している。教職員育成の目標・方針のもとに計画的に FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会を開催して教職員育成に努めている。研究倫理に関する規則を整備するとともに、対象となる全ての教職員に日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングの受講を義務付け、研究倫理・コンプライアンス教育を適切に実施している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人全体として寄附行為や諸規則に沿って経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、教育情報と財務情報をホームページで公表している。建学の精神と教育理念を反映した令和 6(2024)年度からの中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定して着実に実施している。法人の最高意思決定機関である理事会を定期的で開催して、各設置校との意思疎通と評議員会への諮問、監事による業務監査と会計監査に基づいて、事業計画の確実な執行や法人の管理運営に関する基本事項・重要事項を審議している。大学運営の責任者である学長や各部門の所属長等が理事として理事会に出席することで、法人及び大学の意思疎通と連携の円滑化を図っている。安定した財務基盤を確立するために、学生数の確保、地域との連携、競争的研究資金の獲得に向けた取り組みを行っている。ハラスメント防止、防災管理・危機管理に関する規則を整備している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を定めてホームページに明示している。自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証のための組織を整備している。学長は大学運営会議や自己点検・評価委員会と協議しながら、自己点検・評価報告書や認証評価結果に基づいて教

育研究の方策を決定し、中期計画の策定や見直しを図っている。内部質保証の自主的・自律的な自己点検・評価に向けて、内部質保証の方針とアセスメントプランに沿った手順書を策定し、自己点検・評価委員会において改善が必要な事項を各種委員会等にフィードバックして、各種委員会が改善結果を報告するという一連の活動によって PDCA サイクルに基づいた自己点検・評価を実施している。

総じて、建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的を定めて、社会貢献を通じた社会人基礎力の養成を柱にした教育体制を構築している。三つのポリシーを策定し、教育課程、学修環境、学修支援体制を整備している。収容定員の未充足の解消に向けてさまざまな方策を試みている。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を毎年実施して、教育データの分析、改善事項の洗出し、改善報告という PDCA サイクルを機能させることで、教育の改善・向上に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. STEAM 教育に貢献出来る人材育成の取組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「誠の精神 即ち 誠を興し 誠に行動し 誠を普くする」に基づき定められ、学則に簡潔な文章で明記されている。また、どの媒体においても統一した表現で掲載され、一貫性が保たれている。大学の個性・特色を反映した使命・目的及び教育目的を具現化した教育課程として、地域をフィールドに社会に貢献できる力を養う「DiCoRes プログラム」と「長期学外学修プログラム」を開発し、カリキュ

ラム編成の中核としている。社会情勢の変化に対応して学科を改組・拡充し、教学マネジメントの確立に向けた取組みを通じて、使命・目的及び教育目的が反映された三つのポリシーに係る取組みの適切性の点検・評価を実施し、見直しを図っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定や見直しに教職員が関与・参画し、理事会において承認されており、役員、教職員の理解と支持が得られている。大学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧やホームページ等により学内外への周知が行われている。使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシー及び令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの中期計画「興誠未来創造計画」に対する自己点検・評価をもとに、令和 6(2024)年度からの5年間の中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定している。使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として1学部2学科、附属機関「地域共創センター」や「教職センター」等を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは建学の精神と教育理念に基づく教育目的を踏まえて明確に定め、ホームページ、入試要項や大学案内等で周知している。入学者の受入れについては

アドミッション・ポリシーに沿って実施され、受験生が適性に合わせて受験できるよう、幅広い入学者受入れ方法を用意している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の検証は、入試・広報委員会において検証し、適切な体制のもとに運用している。入学試験問題は、厳正な管理のもと、学内で責任をもって作成及び校正されている。大学全体として収容定員充足率に課題があるものの、オープンキャンパス、個別相談会、大学見学会の実施や次年度から学部・学科名称変更を行うなど、学生確保に努めている。

〈改善を要する点〉

- 現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科の収容定員充足率は0.7倍未満であり、改善を要する。

〈参考意見〉

- 現代コミュニケーション学部地域共創学科の収容定員が未充足であるため、定員の充足が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生支援体制の整備については、教員及び学務グループの職員で構成される学務委員会を設置している。アドバイザー制度を導入し、教員が学修支援をはじめ大学生生活全般の支援や相談に対応している。教務担当及び学生担当職員が学生の個別相談に応じ、教職協働による学生支援を行っている。また、教職センターを整備し、教職課程を目指す学生たちを支援している。教員の教育活動を支援するため「浜松学院大学外部講師及び授業補助者に関する規程」を定め、SA(Student Assistant)制度を適切に運営している。オフィスアワー制度は全学的に実施している。障がいのある学生への配慮については「浜松学院大学合理的配慮に関する内規」を定め、「浜松学院大学合理的配慮の手順」を示すことにより、適切に運営している。中途退学、休学及び留年については、アドバイザー及び学務グループ職員が協働し、個別指導や「欠席学生対応報告フォーム」等により対応している。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援委員会を設置し、教職協働で就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。教育課程内でのキャリア支援体制として「長期企業内留学」「キャリアデザイン」や「学校インターンシップ」等の科目を配置し、両学科ともにキャリア関連科目を整備している。教育課程外における就職・進学に対する相談・助言体制については、キャリア支援グループがキャリア面談、就職ガイダンスや筆記試験対策等を整備し適切に運営している。教職支援センターにおいて、「HGU 教師塾」及び「ハマガク幼保の会」を設置し教職課程及び保育士養成課程を希望する学生の支援をすることで、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭及び特別支援学校教諭の就職率において高い実績を挙げている。

〈優れた点〉

○インターンシップ体制として「長期企業内留学」及び「学校インターンシップ」をキャリア関連科目として教育課程に整備し、「社会人基礎力評価シート」や事後報告会で自己評価させていることは、学生のキャリア意識向上に寄与しており、高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学務委員会及び学務グループを設置し、両組織が連携して学生生活安定のための各種支援を行っている。「多様な学生のためのガイドブック (LGBTQ 学生・障害学生・留学生)」を作成し、学生生活の安定のための支援を実施している。健康管理センターを設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談を適切に行っている。学生の課外活動については、学友会及びクラブ・サークルに対して経済的支援や活動場所の支援など学生サービスを適切に行っている。浜松学院大学独自の奨学金である「一般奨学金及び特別奨学金」等を整備し、適切に経済的支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、運動場、校舎、図書館、体育施設等を適切に整備し、かつ有効に活用している。講義室や模擬授業教室等の特別教室を配し、快適な学修環境を整備し適切に運営・管理を行っている。適切な規模の図書館を有し、布橋キャンパス及び住吉キャンパスを合わせた蔵書数において十分な学術資料を確保している。また、全教室からのインターネット接続、学内の通信環境の強化や図書館自習室にコンピュータを設置するなど、ICT環境を整えている。施設・設備の利便性に配慮し、学内の建物は概ねバリアフリー化している。授業を行う学生数に関して、指定保育士養成施設基準を遵守したクラス定員設定や小規模教室等を利用した少人数教育を行うなど、教育効果を十分上げられるような人数になっている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望等をくみ上げるシステムとして「授業評価アンケート」及び「学修時間・学修行動・学修成果アンケート」を整備し、学生からの意見は学務委員会等で検討している。また、「学生との意見交換会」を開催し、学生代表から意見・要望を直接聞く機会を設け、教育課程や学生への学修支援や学生生活等の改善に反映している。心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関して、「学生生活に関するアンケート」を整備し、心身に関するセミナーの企画や経済的支援の検証等、学生生活の改善に活用している。また、前述のアンケートによって施設・設備に関する学生の意見・要望等も把握し、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づき、学部・学科のディプロマ・ポリシーを定め、学生や教職員に配付する学生便覧に掲載し、学内に対し周知を図っている。また、ホームページや大学案内に掲載して学外に広く公表している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を適切に定め、学生便覧で周知するなど、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、学内外に周知している。シラバスに「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連」の項目を設け、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性を明示することにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成のために、履修モデル、カリキュラムマップを作成し、ナンバリング制度を実施している。履修単位数の上限は、課程の特性に鑑み設定している。

教養教育については、カリキュラム検討委員会で検討し、学科会議の意見を反映し、適切に実施している。教授方法の改善を進めるために「教員相互の授業参観」等を行っている。

〈優れた点〉

○社会人として求められる力を身に付ける「DiCoRes プログラム」とアクティブ・ラーニングの手法を駆使し地域課題に真摯に取り組む機会を提供する「長期学外学修プログラム」は、教育・研究・社会貢献が一体となった取り組みであり、高く評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学生の学修成果については、アセスメント・ポリシーを策定し、「授業評価アンケート」「各科目の成績」「資格取得状況」「外部アセスメントテスト」等の多様な尺度及び指標により学修成果の点検・評価を全学的に実施している。

学修成果の点検・評価の結果は、IR(Institutional Research)担当者が取りまとめ、学科会議、大学運営会議や教授会等で報告され、その結果を教育内容・方法や学修指導等の改善に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長を置くことができ、また大学運営会議の設置により補佐体制が整備され、学長が、使命・目的を達成するための教学マネジメント体制を構築している。

教授会の他に校務委員会として学務委員会、入試・広報委員会、キャリア支援委員会、FD・SD 委員会及び DiCoRes 推進委員会を設置し、学長のガバナンスに関わる分掌ごとに権限が適切に分散され、責任が明確になっている。教授会は、学長の諮問により、学則及び教授会規程に定める事項の他、教育研究に関する重要事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べている。

事務組織体系や事務分掌等が「学校法人興誠学園事務組織規程」に規定されている。法人及び大学の運営に必要な組織と職員が配置され、機能的な業務執行体制を構築している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準及び教職課程認定基準に基づき、専任教員数及び教授数を確保し配置している。

「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」「浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準（内規）」により、専任教員の採用、昇格の基準を定め、適切に運用している。

FD 活動は、教職員育成の目標・方針を定め、全学的な教育内容・方法等の改善を目的として、FD・SD 委員会のもと研修会を開催し、教職員の育成のための努力をしている。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため、「浜松学院大学 FD・SD 委員会規程」を定め、教職員協働の FD・SD 委員会にて、「浜松学院大学における教職員育成の目標・方針」により SD 研修が実施されている。新規採用職員の育成に当たっては、私立大学の運営上の仕組みやルール等の理解のため冊子を配付し基礎知識の向上を図っている。また、公的機関等が主催する研修会への参加や法人本部主催の研修が実施されている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には研究環境が整った個別の研究室が用意されている。研究費は、「浜松学院大学及び浜松学院短期大学部教員の研究費等に関する規程」に基づき配分されており、研究

に充てる日として週に 1 日の研修日が付与されるなど適切な研究環境が提供されている。

「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程」「浜松学院大学研究倫理規程」等、研究倫理に関する規則は適切に整備されている。対象となる全ての教職員に日本学術振興会の研究倫理 e ラーニング等の受講を義務付け、理解度テストを行うなど研究倫理・コンプライアンス教育を適切に実施している。

外部資金獲得のための取組みとして研修会などを開催している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとして、法人全体として諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、教育情報及び財務情報は、法令等に基づき適切にホームページで公表し、教育機関としての経営・運営に関する説明責任を果たしている。

中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定し、着実に実施することで建学の精神と教育理念が守られ、使命・目的を実現するための共通認識が図られ、法人を中心に継続的に努力している。

環境方針を定め、省資源、廃棄物削減を推進し、省エネルギー化に努めている。人権は、「浜松学院大学ハラスメント防止対策規程」を整備して対応している。安全への配慮・管理は、「学校法人興誠学園防災管理規程」「浜松学院大学危機管理計画」を定め、防災訓練を行い防火・防災意識の向上に努めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに、理事

会は概ね毎月開催され、事業計画の確実な執行や法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議し、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決している。

理事長が法人の経営における意思決定と業務執行を円滑に遂行するため、理事会は各設置校の財政運営への関与等を通じて意思疎通を図り、法人事業全体の適正な管理運営を担っている。

理事会における理事の出席状況は適切であり、やむを得ず欠席する場合には、意思表示書を提出するなど、適切な法人運営を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営の責任者である学長や各部門の所属長等が理事として理事会に出席することで法人及び大学の意思疎通と連携の円滑化を図っている。

監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会・評議員会に出席して意見を述べ、「学校法人興誠学園監事監査規程」にのっとり、監事監査計画を毎年度策定し、法人の業務、財産の状況や理事の業務執行状況等について監査して監査報告書を作成している。

評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会は理事長からの諮問事項について審議し意見を述べ、諮問機関としての機能を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの 5 か年計画「興誠未来創造計画」及び財務計画を策定している。理事会において計画の進捗を確認するとともに必要な見直しを行い適切に運用されている。現在は、令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定し運営している。

安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保のため、学生数の確保、地域との連携、競争的研究資金の獲得に向けた取組みを行っている。

〈参考意見〉

○収容定員未充足等により事業活動収支の経常収支差額がマイナスである点について、中期計画に即した運営を期待したい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人興誠学園経理規程」「学校法人興誠学園経理規程施行細則」「学校法人興誠学園調達規程」等に基づき適切に会計処理が実施されている。監事は監査計画に基づき業務監査と会計監査を適切に実施している。会計監査人は年に複数回、会計監査を実施している。また、財務会計システムを活用し、権限設定などにより不正防止の取組みを行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」を策定し、内部質保証に関する全学的な方針をホームページに明示している。「浜松学院大学内部質保証の方針」のもと、自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証のための組織を整備している。学長の意思決定を補佐する大学運営会議を設置し、自己点検・評価委員会と連携して、自己点検・評価報告書や認証評価結果に基づき、教育研究の方策を決定し、中期計画の策定や見直しを図っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の自主的・自律的な自己点検・評価に向けた「自己点検評価書作成のワークフロー」を策定し、自己点検・評価委員会が「評価基準と本学のギャップ一覧表」に基づいて各種委員会に「自己点検評価における改善依頼書」を発行して、その部局が改善結果を報告することで、PDCA サイクルに基づいた自己点検・評価を実施している。各種アンケートの結果による現状把握と分析を行い、「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」に基づき、自己点検・評価報告書を作成している。自己点検・評価報告書及び改善依頼を教授会に報告するとともに、教職員には自己点検・評価報告書を E メールで配信し共有している。また、7 年ごとの認証評価に伴い作成した自己点検評価書はホームページに掲載している。IR 担当部署である経営企画室が各種アンケートの結果による現状把握と分析を行う体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に即した三つのポリシーを起点とした自己点検・評価が行われている。三つのポリシーの点検・評価のために、アセスメント・ポリシーを策定し、その基準に関する点検・評価方法を定めたアセスメントプランに基づき、三つのポリシーを踏まえた教育活動の点検・評価のサイクルを構築している。点検・評価活動から抽出された課題をまとめた「アセスメントプラン検証結果」にのっとり、自己点検・評価委員会が教育の改善・向上の方策を確認し、対応方針を示している。自己点検・評価の結果を踏まえた令和 6(2024)年度から 5 年間の中期計画「興誠学園地域共創プラン」の進捗状況を確認しつつ、大学運営を改善・向上させる方策をとることで大学全体の PDCA サイクルが確立されており、内部質保証が機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・地域貢献活動

A-1. 地域連携・地域貢献活動

A-1-① 地域連携・地域貢献のための組織体制

A-1-② 地域連携・地域貢献の取組み

【概評】

地域連携・地域貢献のための組織体制として、地域共創センターを設置している。地域共創センターは、大学の専門性や特色を生かしながら、学生の地域貢献活動や学修機会の提供の場及び地域課題解決の場として多様な取組みを実施している。

「地域社会・地域産業連携プロジェクト」「浜松地域貢献アイデア発掘プロジェクト」「浜松市と大学との連携事業」等、学内外問わず多様な地域貢献活動を展開している。他大学との連携も積極的で「浜松市内大学地域貢献ネットワーク」を組織し、「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」や「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」等の事業にも関わっている。

地域のプロバスケットボールチームの協力により、バスケットボール部が活躍し、地域活性化につながる取組みが行われるなど、今後の発展が期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. STEAM 教育に貢献出来る人材育成の取組み

(1) STEAM 教育の必要性

日本においては、平成 30(2018)年に、文部科学省が「Society 5.0 に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」を発表し、STEAM 教育を導入している。「Society5.0」という概念はサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた社会であり、そこから導き出されるキーワードは、「IoT」、「イノベーション」、「AI」、「ロボット」である。この 4つのキーワードを、現実社会に落とし込み、日本に世界的な開発競争力をもたらすための教育概念として登場したものの一つに、「プログラミング教育」がある。

(2) 本学の取組み

本学では、学校教育において貫通されることとなったプログラミング教育、プログラミング的思考の育成がスタートした現在において、就学前の子どもたちは何を準備すべきなのかという観点から、今後求められる保育士像を以下のとおり定義し、「スマート教育スペシャリスト」の育成というブランド戦略を掲げ、特色ある教育プログラムを開設している。

表 V-1-1 スマート教育スペシャリストの定義、求められる能力

<p>①近年改訂された小学校・中学校「学習指導要領」に貫かれているキーコンセプト「プログラミング的思考」について理解</p> <p>②発達段階に応じた“プログラミング的思考”養成のためのツール（遊具）と方法論（指導法）についての実践的な理解</p> <p>③ビジュアルプログラミング言語の一つである「Scratch」「Scratch junior」及び「Viscuit」の理解・実践経験</p> <p>④就学前教育におけるプログラミング的思考養成の探求</p> <p>⑤スマートデバイス全般（ハード面・ソフト面・インターフェース等）の扱いに慣れ親しむ(精通する)</p> <p>⑥上記を基盤に、プログラミング的思考教育の場（教室）を設営・運営</p> <p>⑦(上級段階として) 生成 AI・画像生成 AI・音声生成 AI などを活用し、デジタル紙芝居やデジタル絵本を制作</p>

そのために、AI や ICT 機器を活用して効果的な保育教材を作成することにとどまらず、以降の ICT 活用能力の育成やプログラミング教育を実践できる保育士の育成を目標とし、令和 6(2024)年度より「子どもと AI・ICT」を正課内授業科目として新設した。

正課外では、園児等への「Scratch」、「Scratch junior」、「Viscuit」等の指導方法を学ぶ模擬授業や、プログラミング親子講座などの運営・指導の実習のために、幼稚園や子ども園などの外部へ赴く実践授業を行っていく。

